

# 国民健康保険税の新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となる方

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病（1か月以上の治療）を負った世帯である

はい

いいえ

主たる生計維持者とは基本的には世帯主となりますが、実態として、同一世帯の国民健康保険加入者のなかで、世帯主ではない他の方の収入によって生計を維持している場合はその方になります。

主たる生計維持者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した

はい

いいえ → 減免に該当しません

令和2年中の世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みである

はい

いいえ → 減免に該当しません

上記の10分の3以上の減少が見込まれる収入の、令和元年中の所得の合計が0円（またはマイナス）ではない

はい

いいえ → 減免に該当しません

世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額(※)が1,000万円以下である

はい

いいえ → 減免に該当しません

世帯の主たる生計維持者の、収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下である

はい

いいえ → 減免に該当しません

会社都合の退職等（非自発的失業者）であり、雇用保険の失業給付を受給することができる、または受給している

いいえ

はい → 減免に該当しません

※ただし、[非自発的失業による軽減制度](#)は給与収入のみが対象となっているため、給与収入以外の事業収入等において10分の3以上の減少が見込まれる場合は、本減免の申請が可能です。

※非自発的失業による軽減制度の該当の方で申請がまだお済みでない場合は、雇用保険受給資格者証をご用意いただきご相談ください。

## 減免の申請対象

(※)税法上の合計所得金額ではなく、退職所得を除く総所得金額等から特別控除額を引いた金額となります